

第2節 各 論

第1 消防用設備等の設置単位

1 消防用設備等の設置単位は、建築物である防火対象物については、特段の規定（令第8条、令第9条、令第9条の2、令第19条第2項及び令第27条第2項）がない限り、敷地でなく、棟であること。

（注）棟とは、原則として独立した一の建築物又は独立した一の建築物が相互に接続されて一体となったものをいう。

2 建築物と建築物が渡り廊下（その他これらに類するものを含む。以下同じ。）、地下連絡路（その他これらに類するものを含む。以下同じ。）又は洞道（換気、暖房又は冷房の設備の風道、給排水管、配電管等の配管類、電線類その他これらに類するものを敷設するためのものをいう。以下同じ。）により接続されている場合は、原則として1棟であること。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、消防用設備等（屋外消火栓設備、動力消防ポンプ設備及び消防用水を除く。）の設置について別棟として取り扱うことができるものであること。

(1) 建築物と建築物が地階以外の階において渡り廊下で接続されている場合で、次のアからウまでに適合している場合

ア 渡り廊下は、通行又は運搬の用途のみに供され、かつ、可燃性物品等の存置その他通行上の支障がない状態のものであること。

イ 渡り廊下の有効幅員は、接続される一方又は双方の建築物の主要構造部が木造である場合は3m未満、その他の場合は6m未満であること。

ウ 接続される建築物相互間の距離は、1階にあつては6m、2階以上の階にあつては10mを超えるものであること。ただし、次の（ア）から（ウ）までに適合する場合は、いずれの階であっても2m（双方の建築物の接続部に閉鎖型スプリンクラーヘッドを用いるスプリンクラー設備又はドレンチャー設備を延焼防止上有効に設置したものにあっては1m）以上とすることができる。

（注）建築物相互間の距離は、次によること。

① 渡り廊下上における最短の歩行距離（開口部から開口部まで）とすること。

② 渡り廊下の接続する部分が高低差を有する場合は、水平投影距離によること。

③ 渡り廊下で接続される建築物の階数が異なる場合は、2階以上の階が接続される場合と同等として取り扱うこと。

④ 建築物相互間の距離が階によって異なる場合は、それぞれの接続される階における距離によること。

（ア）接続される建築物の外壁及び屋根（渡り廊下の接続部分からそれぞれ3m以内の距離にある部分に限る。次の（イ）において同じ。）については、次のa又はbによること。

a 防火構造で造られていること。

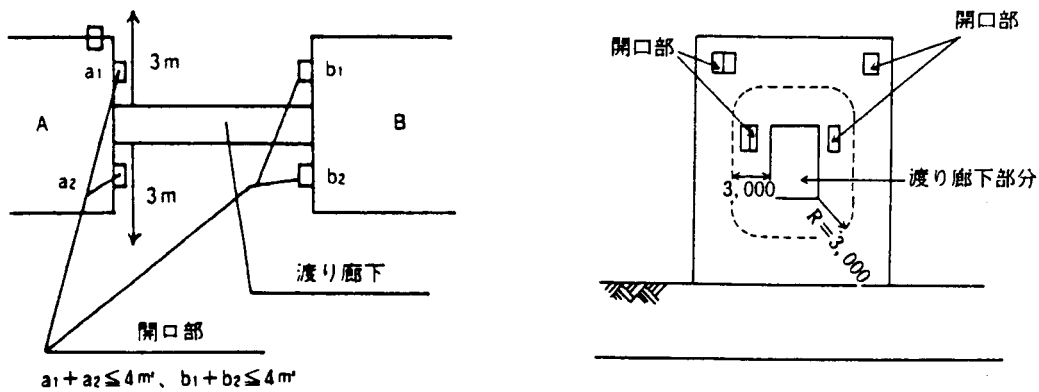
b a以外のものについては、防火構造の扉その他これらに類するもの又は閉鎖型スプリンクラーヘッドを用いるスプリンクラー設備若しくはドレンチャー設備で延焼防止上有効に防護されていること。

（注）渡り廊下の接続部分からの3m以内の範囲は、原則として、建物の渡り廊下の存する側以外の面へ回り込まないものとする。

（イ）前（ア）の外壁及び屋根には開口部を有しないこと。ただし、面積4㎡以内の開口部で防火戸が設けられている場合にあつては、この限りでない。

（注）① ただし書の適用にあたって、建築物相互間の距離が3m以上で、かつ、渡り廊下が準不燃材料で造られたものにあつては、開口部面積を問わないことができるものであること。

② 面積4㎡以内の開口部とは、第1-1図のようにAとBの防火対象物が接続する場合、A側又はB側の開口部面積の合計が4㎡以下のものをいうものであること。



第 1 - 1 図

(ウ) 渡り廊下については、次の a 又は b によること。

a 吹き抜け等開放式であり、建築物との接続部には防火戸（随時開くことができる自動閉鎖装置付きのもの又は煙感知器の作動と連動して自動的に閉鎖する構造のものに限る。b（b）において同じ。）が設けられていること。

(注) 開放式とは、次のいずれかに適合するものをいうこと。

- ① 廊下の両側面の上部が、天井高の 2 分の 1 以上又は高さ 1 m 以上廊下の全長にわたって直接外気に開放されたもの
- ② 廊下の片側面の上部が、天井高の 2 分の 1 以上又は高さ 1 m 以上廊下の全長にわたって直接外気に開放され、かつ、廊下の中央部に火炎及び煙の伝送を有効に遮る構造で天井面から 50cm 以上下方に突出したたれ壁を設けたもの

b a 以外のものについては、次の（a）から（c）までに適合すること。

(a) 建基令第 1 条第 3 号に規定する構造耐力上主要な部分を鉄骨造、鉄筋コンクリート造又は鉄骨鉄筋コンクリート造とし、その他の部分を準不燃材料で造ったものであること。

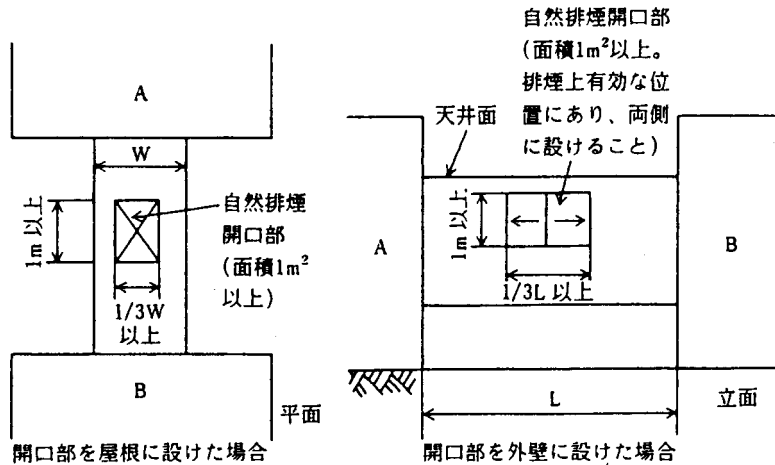
(b) 建築物の両端の接続部に設けられた開口部の面積の合計は、いずれも 4 m² 以下であり、当該部分には a で定める構造の防火戸が設けられていること。

(注) 防火戸としてシャッターを設ける場合は、くぐり戸付きとすること。

(c) 次の自然排煙用開口部又は機械排煙設備が排煙上有効な位置に、火災の際容易に接近できる位置から手動で開放できるように又は煙感知器の作動と連動して開放するように設けられていること。

ただし、双方の建築物の接続部に閉鎖型スプリンクラーヘッドを用いるスプリンクラー設備又はドレンチャー設備が設けられているものにあつてはこの限りでない。

a' 自然排煙用開口部については、その面積の合計が 1 m² 以上であり、かつ、屋根又は天井に設けるものにあつては渡り廊下の幅員の 3 分の 1 以上の幅で長さ 1 m 以上のもの、外壁に設けるものにあつてはその両側に渡り廊下の 3 分の 1 以上の長さで高さ 1 m 以上のものその他これらと同等以上の排煙上有効な開口部を有するものであること。



第 1-2 図 渡り廊下の自然排煙用開口部の例

b' 機械排煙設備にあつては渡り廊下の内部の煙を有効、かつ、安全に外部へ排除することができるものであり、電気で作動させるものにあつては非常電源が附置されていること。

(注) 自然排煙口及び機械排煙設備の設置については、建基令の規定を準用すること。

第 1-1 表 渡り廊下で接続する建築物を別の防火対象物とすることができる要件

種別	要件	
廊下の用途	通行又は運搬の用途のみに使用されるもので可燃物の存置等がないこと	
廊下の幅員	接続する建築物の主要構造部の構造が木造の場合は 3 m 未満、木造以外の場合は 6 m 未満	
接続する建築物相互間の距離	建築物相互間の距離が 1 階の場合は 6 m 超、2 階以上の場合は 10 m 超	
	廊下の構造棟	上記の数値以下の場合 (最低必要距離は原則 2 m 以上。 双方に閉鎖型スプリンクラーベッドを用いたスプリンクラー設備又はドレンチャー設備設置の場合は 1 m 以上)
		接続される建築物の外壁及び屋根の構造(右の 1、2 又は 3 のいずれか)又は開口部の大きさ等
		吹き抜け等開放式で、かつ、建築物との接続部に自閉式若しくは煙感知器連動閉鎖式の防火戸を設置
構造	構造耐力上必要な部分(右の 1、2 又は 3 のいずれか)その他の部分—準不燃材料	1. 防火構造であること 2. 防火構造のへいが設けてあること 3. 閉鎖型ヘッドのスプリンクラー設備又はドレンチャー設備が設けてあること
接続部の開口部	開口部の大きさ—合計 4 m ² 以内 開口部の構造	1. 面積の合計が 4 m ² 以下であること 2. 防火戸であること
排煙設備(右の 1、2 又は 3 のいずれか)	1. 自動排煙開口部 2. 機械排煙設備 3. 閉鎖型ヘッドのスプリンクラー設備又はドレンチャー	

(2) 建築物と建築物が地下連絡路（天井部分が直接外気に常時開放されているもの（いわゆるドライエリア形式のもの）を除く。以下同じ。）で接続されている場合で、次のアからクまでに適合する場合

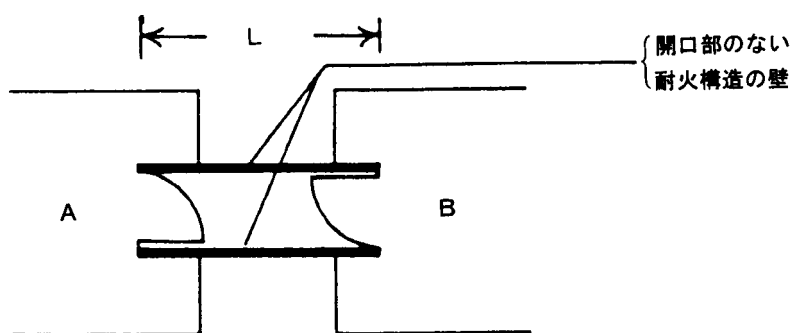
ア 接続される建築物又はその部分（地下連絡路が接続されている階の部分を用いる。）の主要構造部は、耐火構造であること。

イ 地下連絡路は、通行又は運搬の用途のみに供され、かつ、可燃性物品等の存置その他通行上支障がない状態のものであること。

ウ 地下連絡路は、耐火構造とし、かつ、その天井及び壁並びに床の仕上げ材料及びその下地材料は、不燃材料であること。

エ 地下連絡路の長さ（地下連絡路の接続する両端の出入口に設けられた防火戸相互の間隔をいう。）は6 m 以上であり、その幅員は6 m未満であること。ただし、双方の建築物の接続部に閉鎖型スプリンクラーヘッドを用いるスプリンクラー設備又はドレンチャー設備が延焼防止上有効に設けられている場合は、長さ2 m 以上とすることができる。

（注）第1－3図において建築物A、B相互間の地下連絡路の長さはLによること。



第1－3図

オ 建築物と地下連絡路とは、当該地下連絡路の両端が出入口の部分を除き、開口部のない耐火構造の床又は壁で区画されていること。

カ 前オの出入口の開口部の面積は4 m²以下であること。

キ 前オの出入口には、特定防火設備である防火戸で随時開くことができる自動閉鎖装置付きのもの又は随時閉鎖することができ、かつ、煙感知器の作動と連動して閉鎖するものが設けられていること。

ク 地下連絡路には、(1)ウ(ウ) b(c)により排煙設備が設けられていること。ただし、閉鎖型スプリンクラーヘッドを用いるスプリンクラー設備が設けられている場合は、この限りでない。

(3) 建築物と建築物が洞道で接続されている場合で、次のアからエまでに適合する場合

ア 建築物と洞道とは、洞道が接続されている部分の開口部及び当該洞道の点検又は換気のための開口部（接続される建築物内に設けられるもので2 m²以下のものに限る。）を除き、開口部のない耐火構造の床又は壁で区画されていること。

イ 洞道は防火構造とし、その内側の仕上げ材料及びその下地材料は不燃材料であること。

ウ 洞道内の風道、配管、配線等が建築物内の耐火構造の壁又は床を貫通する場合は、建基令第112条第20項、第21項及び第129条の2の5第1項第7号の規定を準用すること。

エ アの点検のための開口部（建築物内に設けられているものに限る。）には、防火戸（自動閉鎖装置付きのものに限る。）が設けられていること。

3 建築物と建築物が複数の渡り廊下、地下連絡路又は洞道（以下「渡り廊下等」という。）で接続される場合は、次に適合する場合に限り、2(1)イ、ウ(イ)ただし書及びウ(ウ) b(b)並びに同(2)エ(幅員に限る。)、カ及び同(3)アかつこ書の適用にあたっては、それぞれの数値を加算しないことができること。

- (1) 接続されるそれぞれの建築物において、渡り廊下等の接続部分が建基令第112条の規定に基づく異なる防火区画に存すること。
 - (2) 複数の渡り廊下等が重層するものにあつては、床（最下層の床を除く。）を耐火構造で造るとともに当該床の接する外壁は、建基令第112条第16項の規定に適合すること。
 - (3) (2)以外のものにあつては、渡り廊下等の外壁の相互間の中心から5 m以内（いずれの渡り廊下等も1階に存する場合は、3 m以内）にある外壁を耐火構造で造るとともに、当該外壁の開口部に防火戸を設けること。
- 4 前2(2)のほか、建築物と建築物（地下駅舎を含む。）が地下コンコース、公共地下道（令別表第1（16の2）項の地下道を除く。）を介して接続している場合で、次の各号に適合するものにあつては、別棟として扱うことができるものであること。
- (1) 接続される建築物の距離（最も近い開口部間の距離とする。）が20m以上（接続される部分又はその直近に排煙上有効な吹き抜け又は地上へ通じる2以上の階段を有するものにあつては10m以上）であること。
 - (2) 接続される部分の開口部の面積の合計が8㎡以下であること。ただし、接続される部分又はその両端部に閉鎖型スプリンクラーヘッドを用いるスプリンクラー設備又はドレンチャー設備が設けられている場合はこの限りでない。
 - (3) 前(2)の開口部には、特定防火設備である防火戸で随時開くことのできる自動閉鎖装置付きのもの又は煙感知器の作動と連動して自動的に閉鎖するもの（防火シャッターである場合は、くぐり戸付きとする。）が設けられていること。
 - (4) 開口部以外の接続部分は、耐火構造の床又は壁で区画されていること。
- 5 別棟とみなされた場合、各棟の消防用設備等の設置に関する防火対象物の項の判定（以下「項判定」という。）及び床面積の取扱いは、それぞれ次によること。
- (1) 項判定は、原則として、各棟の用途に応じて行うこと。
 - (2) 各棟の床面積は、当該床面積に応じて渡り廊下等の部分の床面積を按分したものをそれぞれ加算したものとすること。
- 6 その他
- (1) 消防用設備等の設置については、渡り廊下等の部分を含め設置すること。
 - (2) 建基法第44条第1項ただし書の規定に基づき設けられたアーケードにより、複数の建築物が接続される場合は、それぞれ別の建築物とみなして取り扱うこと。
 - (3) 屋外消火栓設備、動力消防ポンプ設備及び消防用水の規制については、渡り廊下等により接続された建築物は、原則として一棟として取り扱うこと。ただし、次のアからウまでに適合する場合は、別の建築物として取り扱うことができる。
 - ア 渡り廊下等は、すべて不燃材料で造られていること。
 - イ 渡り廊下等は、前2の基準に適合するものであること。
 - ウ 接続される相互の建築物の各部分が、当該建築物の1階の外壁間の中心線から1階にあつては3 m以内、2階以上の階にあつては5 m以内の範囲に存しないこと。